

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年11月14日提出
【計算期間】	次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジあり） 第5期 次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジなし） 第5期 次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジあり）予想分配金提示型 第5特定期間 次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジなし）予想分配金提示型 第5特定期間 （自 2022年2月15日至 2022年8月15日）
【ファンド名】	次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジあり） 次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジなし） 次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジあり）予想分配金提示型 次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジなし）予想分配金提示型
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、中長期的な値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、各ファンドについて、3,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

次世代REITオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回					
大型株	年４回	日本	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
中小型株	年６回	北米				
債券	(隔月)	欧州			その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
一般	年12回	アジア				
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				その他 ()
クレジット	()	中近東				
属性		(中東)				
()		エマージング				
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))						
資産複合 ()						

次世代REITオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリー	あり	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	(日本を含む)	ファンド	()		
大型株	年４回	日本			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	欧州	オブ・		その他	ロング・
一般	年１２回	アジア	ファンズ		()	ショート型／
公債	(毎月)	オセアニア				絶対収益
社債	日々	中南米				追求型
その他債券	その他	アフリカ				その他
クレジット	()	中近東				()
属性		(中東)				
()		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(不動産投信))						
資産複合						
()						

次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジあり）予想分配金提示型

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリー	あり	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	(日本を含む)	ファンド	(フルヘッジ)		
大型株	年４回	日本			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	欧州	オブ・		その他	ロング・
一般	年１２回	アジア	ファンズ		()	ショート型／
公債	(毎月)	オセアニア				絶対収益
社債	日々	中南米				追求型
その他債券	その他	アフリカ				その他
クレジット	()	中近東				()
属性		(中東)				
()		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(不動産投信))						
資産複合						
()						

次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジなし）予想分配金提示型

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリー	あり	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	(日本を含む)	ファンド	()		
大型株	年４回	日本			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	欧州	オブ・		その他	ロング・
一般	年１２回	アジア	ファンズ		()	ショート型／
公債	(毎月)	オセアニア				絶対収益

社債 その他債券 クレジット 属性 ()	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング				追求型 その他 ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))						
資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。

特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。
-----	--

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	
投資対象 地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	

	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

日本を含む世界各国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、中長期的な値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざします。

ファンドの特色

特色1

主として日本を含む世界各国の次世代のREITに投資を行います。

- 当ファンドにおいて次世代のREITとは、人口構造の変化や情報技術の進歩等のメガトレンドの恩恵を受け、中長期的に高い成長が見込めると判断した新しい分野のREITを指します。
- 次世代の不動産関連の株式に投資を行う場合があります。
- REIT等の組入比率は高位を維持することを基本とします。

※REIT（リート:Real Estate Investment Trust）とは、不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます（不動産投資法人または不動産投資信託をいう場合もあります。）。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品です。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。

※実際の運用は次世代REITマザーファンド受益証券を通じて行います。

■次世代のREITにおける分野



テクノロジー関連REIT
データセンター、通信塔など



ロジスティクス関連REIT
物流施設、倉庫など



ニュースタイル関連REIT
学生寮、簡易住宅・戸建住宅など

※2022年8月末現在、次世代のREITとして上記の分野に注目しておりますが、将来変更する場合があります。
※写真はイメージであり、すべてを網羅するものではありません。

特色2

REIT等の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメン
ト・インク[®]に運用指図に関する権限を委託します。

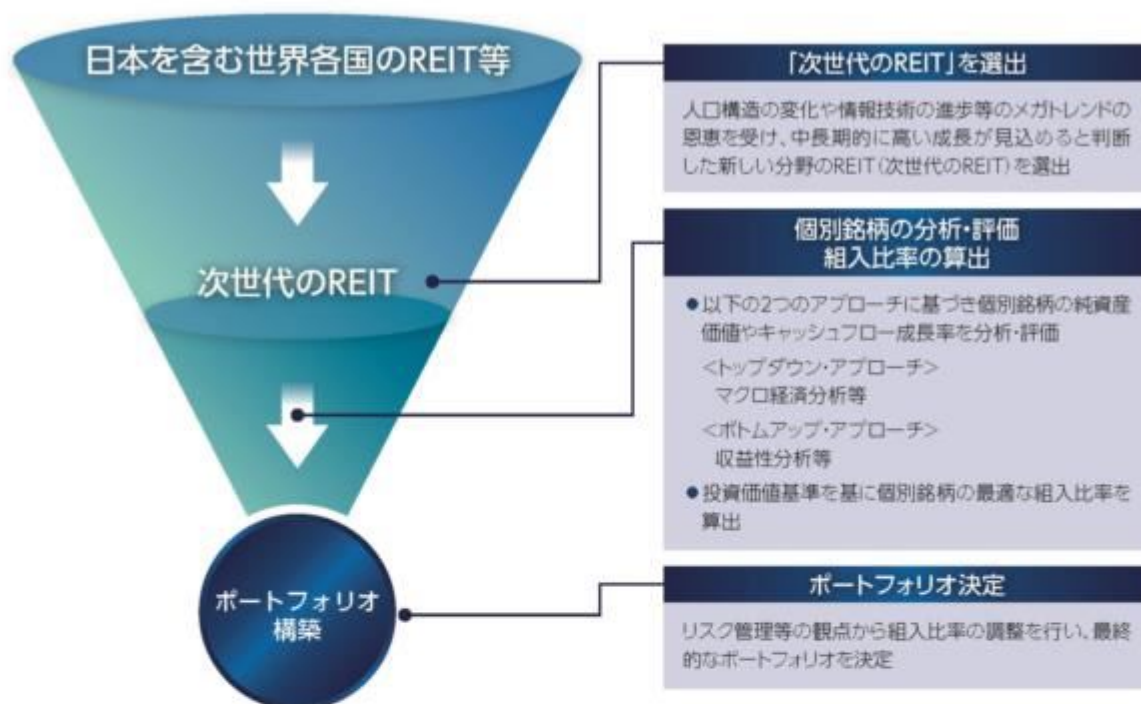
※同社は運用指図に関する権限の一部を、コーヘン&スティアーズ・ユーケー・リミテッドおよびコーヘン&スティアーズ・アジア・リミテッドに更に委託することができます。

- REIT等への投資にあたっては、マクロ経済分析等のトップダウン・アプローチ、収益性分析等のボトムアップ・アプローチに基づいて銘柄選定を行います。

■ トップダウン・アプローチとは、マクロ分析により、景気、金利、為替といった経済全体に関わる要因を予測し、国別配分や資産別配分、具体的な組入れ銘柄を決定していく方法です。

■ ボトムアップ・アプローチとは、投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりポートフォリオを構築していく方法です。

■運用プロセス



！ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

- コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメン
ト・インクは、1986年に米国初のREITに特化した
運用会社として設立され、アクティブのREIT運用
では最大級の資産規模を有するグローバルな運
用会社です。

COHEN & STEERS

※運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

特色

3

為替ヘッジの有無により、為替ヘッジあり、為替ヘッジなしが選択できます。

- 為替ヘッジありは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。
- 為替ヘッジなしは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行わず、為替相場の変動による影響を受けます。

為替ヘッジの活用

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

<投資リターンのイメージ>



※上記は各ファンドの投資リターンのイメージであり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。
※販売会社によっては、いずれか一方のファンドのみ取扱う場合があります。くわしくは販売会社にご確認ください。

 特色4

資産成長型は、年2回の決算時（2月・8月の各13日（休業日の場合は翌営業日））に分配金額を決定します。

毎月決算型は、毎月の決算日（毎月13日（休業日の場合は翌営業日））の前営業日の基準価額に応じた分配をめざします。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

資産成長型

- ◆分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

毎月決算型

- ◆原則として、決算日の前営業日の基準価額に応じ、以下の金額の分配をめざします。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、決算日にかけて基準価額が急激に変動し、以下に記載された分配金額が分配対象額を超える場合等には、当該分配金額としないことや分配を行わないことがあります。

決算日の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
10,500円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
10,500円以上11,000円未満	50円
11,000円以上12,000円未満	100円
12,000円以上13,000円未満	150円
13,000円以上14,000円未満	200円
14,000円以上15,000円未満	250円
15,000円以上	300円

- ① 基準価額が上記の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を続ける、というものではありません。
- ① 分配により基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。
- ① 基準価額の値上がりにより、分配金の支払い準備のために用意していた資金を超える分配金テーブルに該当することによって資金が不足する場合等は、テーブル通りの分配ができないことがあります。
- ① 上記表に記載された基準価額および分配金額は、予想に基づくものであり、将来の運用の成果を保証または示唆するものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が
支払われるイメージ



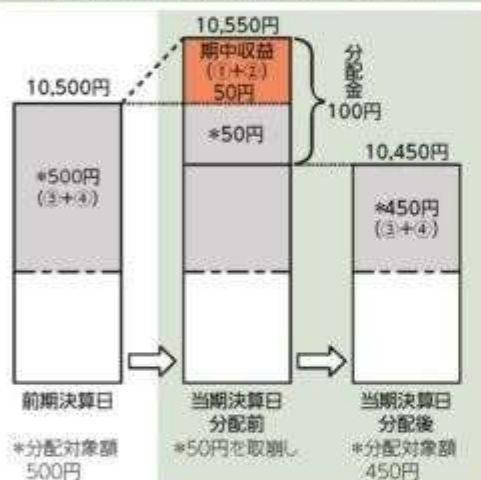
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

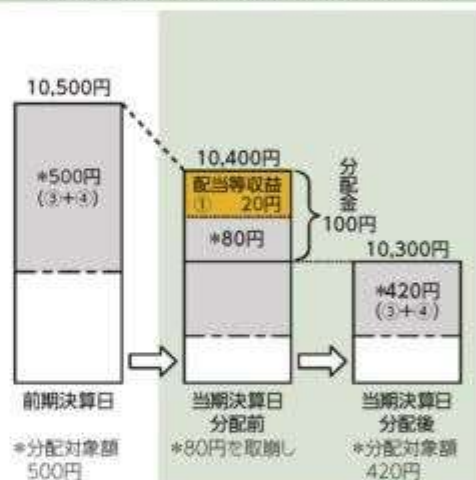
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

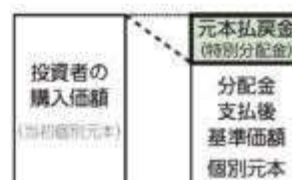
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が満ちるようになるために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



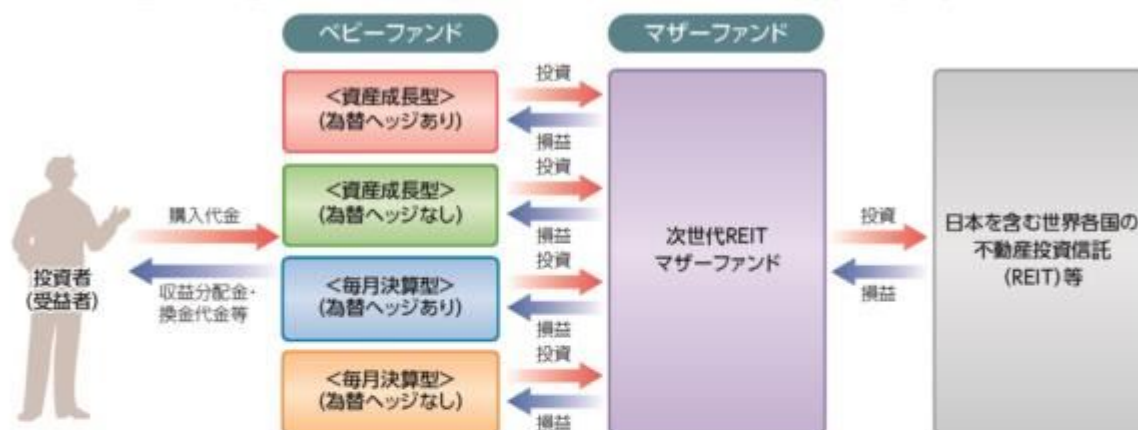
普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



❗ 各ファンド間でのスイッチングが可能です。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより換金をする場合は、換金代金の利益に対して税金がかかります。くわしくは販売会社にご確認ください。

■主な投資制限

外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

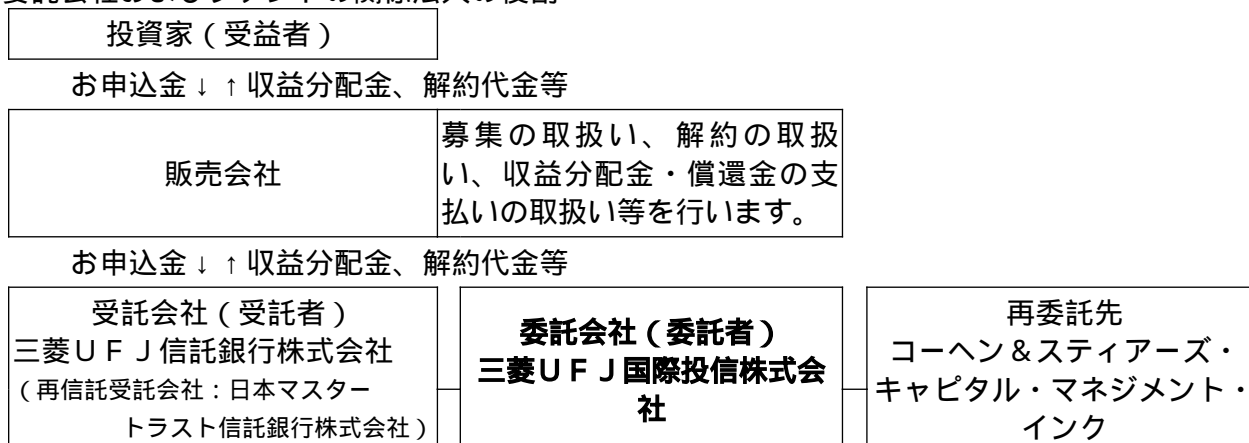
（２）【ファンドの沿革】

2020年2月14日

設定日、信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	委託会社からマザーファンドのＲＥＩＴ等の運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。
投資 ↓ ↑ 損益		
マザーファンド		
投資 ↓ ↑ 損益		
有価証券等		

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（2022年8月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

- 「次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジあり）」
「次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジあり）予想分配金提示型」
次世代ＲＥＩＴマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

次世代ＲＥＩＴマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の次世代の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下「ＲＥＩＴ」といいます。）に投資を行います。当ファンドにおいて次世代のＲＥＩＴとは、人口構造の変化や情報技術の進歩等のメガトレンドの恩恵を受け、中長期的に高い成長が見込めると判断した新しい分野のＲＥＩＴを指します。なお、マザーファンド受益証券への投資を通じて、次世代の不動産関連株式に投資を行う場合があります。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジなし）」

「次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジなし）予想分配金提示型」

次世代ＲＥＩＴマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

次世代ＲＥＩＴマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の次世代の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下「ＲＥＩＴ」といいます。）に投資を行います。当ファンドにおいて次世代のＲＥＩＴとは、人口構造の変化や情報技術の進歩等のメガトレンドの恩恵を受け、中長期的に高い成長が見込めると判断した新しい分野のＲＥＩＴを指します。なお、マザーファンド受益証券への投資を通じて、次世代の不動産関連株式に投資を行う場合があります。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とする次世代ＲＥＩＴマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
 7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、1. から6. に該当するものを除きます。）
 8. 外国の者に対する権利で7. の権利の性質を有するもの
 9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）
 10. 外国法人の社員権で9. の権利の性質を有するもの
 11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）
 12. 外国の法令に基づく権利であって、11. の権利に類するもの
- その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<次世代ＲＥＩＴマザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざして運用を行います。

（運用方法）

投資対象

日本を含む世界各国の次世代の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下「ＲＥＩＴ」といいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

主として日本を含む世界各国の次世代のＲＥＩＴに投資を行います。当ファンドにおいて次世代のＲＥＩＴとは、人口構造の変化や情報技術の進歩等のメガトレンドの恩恵を受け、中長期的に高い成長が見込めると判断した新しい分野のＲＥＩＴを指します。なお、次世代の不動産関連株式に投資を行う場合があります。

ＲＥＩＴ等への投資にあたっては、マクロ経済分析等のトップダウン・アプローチおよび収益性分析等のボトムアップ・アプローチに基づいて銘柄選定を行います。

ＲＥＩＴ等の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用指図に関する権限を委託します。また、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、コーヘン&スティアーズ・ユークー・リミテッドおよびコーヘン&スティアーズ・アジア・リミテッドに更に委託す

ることができます。^{（注）}

ＲＥＩＴ等の組入比率は高位を維持することを基本とします。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

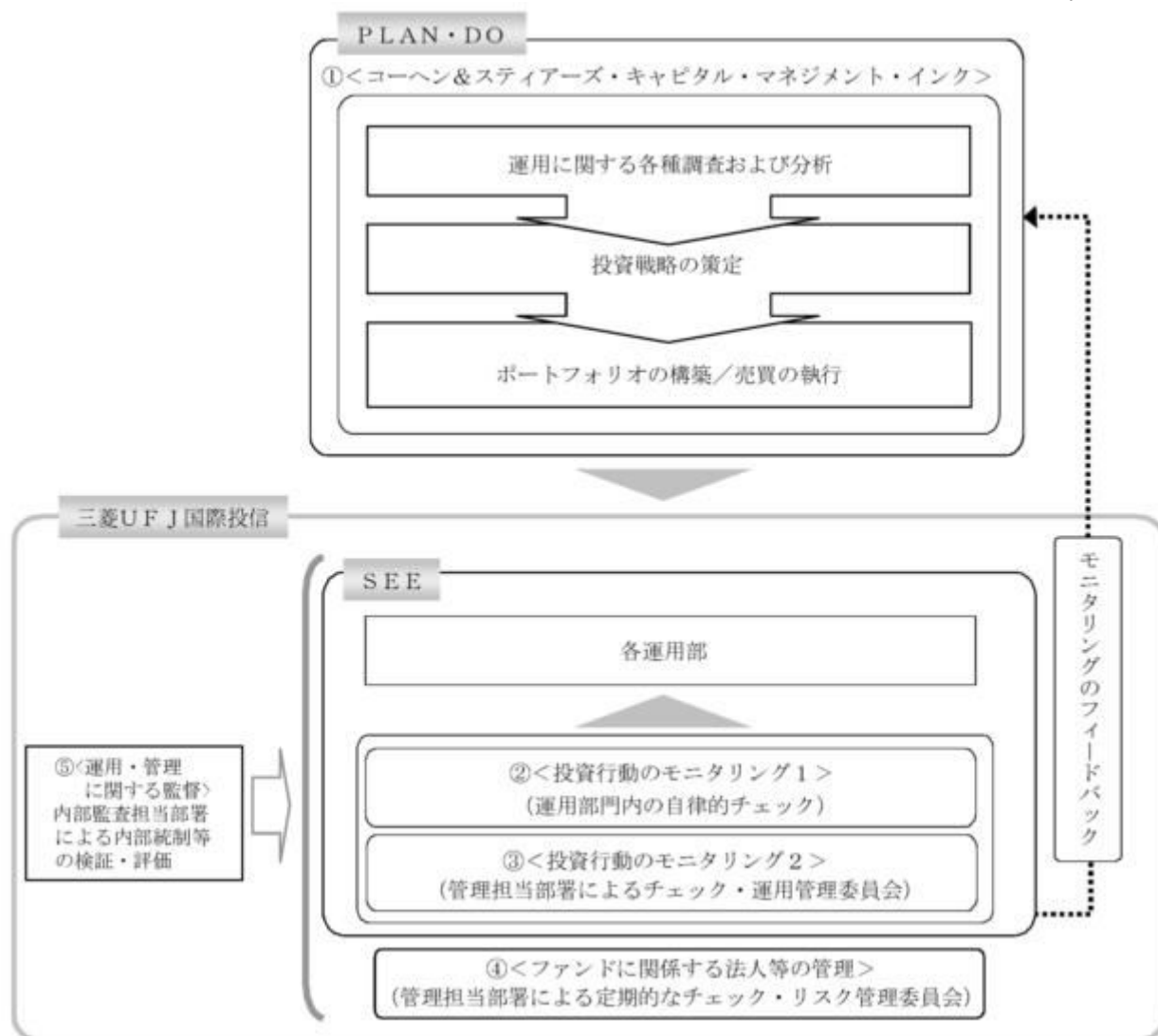
外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

（３）【運用体制】



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは次世代ＲＥＩＴマザーファンド受益証券を主要投資対象としています。次世代ＲＥＩＴマザーファンド受益証券については、ＲＥＩＴ等の運用の指図に関する権限を、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

再委託先は運用指図に関する権限のうち一部を、コーヘン&スティアーズ・ユーケー・リミテッドおよびコーヘン&スティアーズ・アジア・リミテッドに更に委託することができます。

投資行動のモニタリング１

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（４０～６０名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに關係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指

示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、毎月決算型については、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

新株引受権証券および新株予約権証券

- a．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

- a．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a．およびb．において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

- a．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超

えることとなる投資の指図をしません。

- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該不動産投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. e. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該不動産投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

有価証券先物取引等

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、 で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつで規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額（以下2. において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつで規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c. において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. c. においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けること

の指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（ に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、 ）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（ 5. に定めるものを除きます。 ）の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。 ）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。 ）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。 ）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市

場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、投資信託証券（金融商品取引所に上場されているものに限り、以下において同じ。）および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 3. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。）

**価格変動
リスク**

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動し、また、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入不動産投資信託証券や組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

**為替変動
リスク**

■為替ヘッジあり

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。その場合、為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

■為替ヘッジなし

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

**流動性
リスク**

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理の機能は、リスク管理チーム及びパフォーマンス・リスク分析チーム（「投資リスク・グループ」と総称します）によって実施しております。同グループにより、全てのファンドについて日次でリスク指標の測定が行われ、ポートフォリオのモニタリングを行なっています。またこのほかに、投資ガイドライン抵触の有無等のチェックの機能としては、電子取引システムを通じ、コンプライアンス部が売買執行前のチェックおよび執行後のモニタリングを行います。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

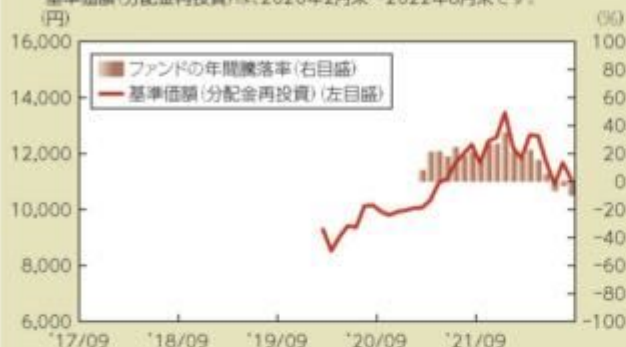
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

<資産成長型>（為替ヘッジあり）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

ファンドの年間騰落率は、2021年2月～2022年8月です。

基準価額（分配金再投資）は、2020年2月末～2022年8月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2017年9月末～2022年8月末）

ファンドの年間騰落率は、2021年2月～2022年8月です。



（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

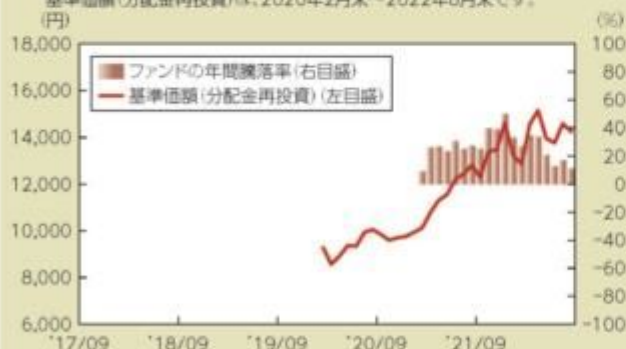
- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<資産成長型>（為替ヘッジなし）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

ファンドの年間騰落率は、2021年2月～2022年8月です。

基準価額（分配金再投資）は、2020年2月末～2022年8月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2017年9月末～2022年8月末）

ファンドの年間騰落率は、2021年2月～2022年8月です。



（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

<毎月決算型> (為替ヘッジあり)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2021年2月～2022年8月です。
基準価額(分配金再投資)は、2020年2月末～2022年8月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年9月末～2022年8月末)

ファンドの年間騰落率は、2021年2月～2022年8月です。

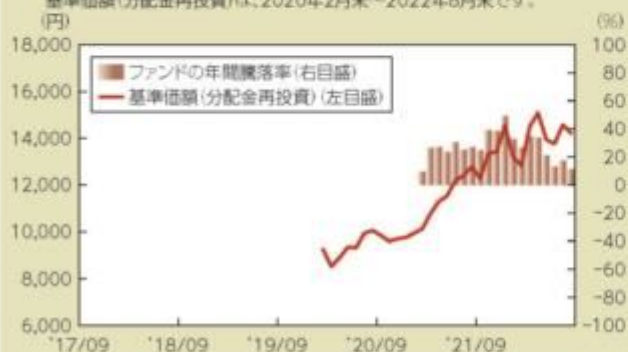


- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<毎月決算型> (為替ヘッジなし)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2021年2月～2022年8月です。
基準価額(分配金再投資)は、2020年2月末～2022年8月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年9月末～2022年8月末)

ファンドの年間騰落率は、2021年2月～2022年8月です。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.694%（税抜1.540%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.86%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.65%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とするファンドの委託会社が、当該ファンドに係る信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から、原則として、毎年2月および8月の13日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）およびマザーファンドの信託終了のときから3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.55%以内の率を乗じて得た金額とします。

ファンドは実質的に上場投資信託（リート）を投資対象としており、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示していません。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【次世代REITオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジあり）】

（１）【投資状況】

令和 4年 8月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,078,814,730	98.01
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	62,463,823	1.99
純資産総額		3,141,278,553	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 8月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	次世代REITマザーファンド	2,132,143,165	1.5006	3,199,605,120	1.4440	3,078,814,730	98.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年 8月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.01
合計	98.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（令和 2年 8月13日）	3,929,705,336	3,929,705,336	10,073	10,073
第2計算期間末日（令和 3年 2月15日）	4,232,396,791	4,236,537,464	10,222	10,232
第3計算期間末日（令和 3年 8月13日）	3,260,033,715	3,262,737,309	12,058	12,068
第4計算期間末日（令和 4年 2月14日）	3,068,426,722	3,071,012,673	11,866	11,876
第5計算期間末日（令和 4年 8月15日）	3,369,542,068	3,372,369,220	11,919	11,929
令和 3年 8月末日	3,756,106,646	—	12,300	—
9月末日	3,310,724,677	—	11,647	—
10月末日	3,497,372,911	—	12,427	—
11月末日	3,506,981,497	—	12,561	—
12月末日	3,745,596,312	—	13,442	—
令和 4年 1月末日	3,217,547,626	—	12,177	—
2月末日	3,112,748,797	—	11,808	—
3月末日	3,291,914,268	—	12,628	—
4月末日	3,493,569,761	—	12,606	—
5月末日	3,368,358,369	—	11,665	—
6月末日	3,163,403,998	—	10,876	—
7月末日	3,329,666,802	—	11,637	—
8月末日	3,141,278,553	—	11,062	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.73
第2計算期間	1.57
第3計算期間	18.05
第4計算期間	1.50
第5計算期間	0.53

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	4,387,864,015	486,472,989	3,901,391,026
第2計算期間	1,172,827,007	933,545,014	4,140,673,019
第3計算期間	423,955,378	1,861,033,974	2,703,594,423
第4計算期間	989,352,167	1,106,994,761	2,585,951,829
第5計算期間	606,715,030	365,514,464	2,827,152,395

【次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジなし）】

（１）【投資状況】

令和 4年 8月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	26,401,118,010	99.50
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	133,968,858	0.50
純資産総額		26,535,086,868	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 8月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資信託受益証券	次世代ＲＥＩＴマザーファンド	18,283,322,722	1.5008	27,439,769,011	1.4440	26,401,118,010	99.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年 8月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.50

合計	99.50
----	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年8月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（令和 2年 8月13日）	18,185,483,296	18,185,483,296	10,063	10,063
第2計算期間末日（令和 3年 2月15日）	17,942,597,420	17,960,232,276	10,175	10,185
第3計算期間末日（令和 3年 8月13日）	16,508,295,285	16,521,409,202	12,588	12,598
第4計算期間末日（令和 4年 2月14日）	20,418,104,701	20,433,926,543	12,905	12,915
第5計算期間末日（令和 4年 8月15日）	27,739,963,817	27,758,764,293	14,755	14,765
令和 3年 8月末日	17,030,306,534	—	12,796	—
9月末日	16,990,895,867	—	12,287	—
10月末日	18,251,156,507	—	13,368	—
11月末日	17,881,937,260	—	13,447	—
12月末日	20,191,631,232	—	14,590	—
令和 4年 1月末日	20,189,186,762	—	13,216	—
2月末日	21,020,776,103	—	12,830	—
3月末日	25,122,158,561	—	14,510	—
4月末日	27,726,196,637	—	15,101	—
5月末日	26,376,084,824	—	13,929	—
6月末日	26,198,050,357	—	13,737	—
7月末日	27,508,989,448	—	14,541	—
8月末日	26,535,086,868	—	14,188	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
--	------------

第1計算期間	0円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.63
第2計算期間	1.21
第3計算期間	23.81
第4計算期間	2.59
第5計算期間	14.41

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	19,758,276,875	1,686,035,954	18,072,240,921
第2計算期間	3,971,406,166	4,408,790,766	17,634,856,321
第3計算期間	3,910,426,634	8,431,365,843	13,113,917,112
第4計算期間	7,321,492,157	4,613,566,441	15,821,842,828
第5計算期間	6,329,647,852	3,351,014,433	18,800,476,247

【次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジあり）予想分配金提示型】

（１）【投資状況】

令和 4年 8月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,881,795,555	98.01
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	38,179,135	1.99
純資産総額		1,919,974,690	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 8月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	次世代REITマザーファンド	1,303,182,518	1.5008	1,955,816,324	1.4440	1,881,795,555	98.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年 8月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.01
合計	98.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年8月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日	（令和 2年 3月13日）	615,554,563	615,554,563	8,173	8,173
第2計算期間末日	（令和 2年 4月13日）	789,238,852	789,238,852	9,241	9,241
第3計算期間末日	（令和 2年 5月13日）	752,960,356	752,960,356	8,541	8,541
第4計算期間末日	（令和 2年 6月15日）	948,575,217	948,575,217	9,435	9,435
第5計算期間末日	（令和 2年 7月13日）	1,482,872,121	1,482,872,121	9,609	9,609
第6計算期間末日	（令和 2年 8月13日）	1,598,645,212	1,598,645,212	10,081	10,081
第7計算期間末日	（令和 2年 9月14日）	1,570,266,787	1,570,266,787	9,975	9,975

第8計算期間末日	(令和 2年10月13日)	1,635,762,928	1,637,331,942	10,425	10,435
第9計算期間末日	(令和 2年11月13日)	1,777,780,131	1,779,529,284	10,164	10,174
第10計算期間末日	(令和 2年12月14日)	1,698,816,858	1,698,816,858	9,738	9,738
第11計算期間末日	(令和 3年 1月13日)	1,706,343,736	1,706,343,736	9,723	9,723
第12計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	1,754,187,545	1,755,904,427	10,217	10,227
第13計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	1,542,994,185	1,542,994,185	9,967	9,967
第14計算期間末日	(令和 3年 4月13日)	1,528,740,619	1,530,193,601	10,521	10,531
第15計算期間末日	(令和 3年 5月13日)	1,399,996,406	1,406,662,144	10,501	10,551
第16計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	1,359,542,756	1,371,371,215	11,494	11,594
第17計算期間末日	(令和 3年 7月13日)	1,217,516,008	1,227,910,743	11,713	11,813
第18計算期間末日	(令和 3年 8月13日)	1,307,668,964	1,318,876,571	11,668	11,768
第19計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	1,308,074,310	1,319,206,401	11,750	11,850
第20計算期間末日	(令和 3年10月13日)	1,315,794,341	1,327,650,343	11,098	11,198
第21計算期間末日	(令和 3年11月15日)	1,344,997,722	1,356,537,106	11,656	11,756
第22計算期間末日	(令和 3年12月13日)	1,414,073,882	1,431,838,744	11,940	12,090
第23計算期間末日	(令和 4年 1月13日)	1,470,333,440	1,482,879,732	11,719	11,819
第24計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	1,536,523,746	1,550,642,681	10,883	10,983
第25計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	1,543,880,806	1,551,010,818	10,827	10,877
第26計算期間末日	(令和 4年 4月13日)	1,715,215,594	1,730,073,153	11,544	11,644
第27計算期間末日	(令和 4年 5月13日)	1,740,827,262	1,740,827,262	9,993	9,993
第28計算期間末日	(令和 4年 6月13日)	1,773,558,262	1,775,341,601	9,945	9,955
第29計算期間末日	(令和 4年 7月13日)	1,891,988,971	1,893,901,007	9,895	9,905
第30計算期間末日	(令和 4年 8月15日)	2,067,756,572	2,077,333,371	10,796	10,846
	令和 3年 8月末日	1,346,811,517	—	11,908	—
	9月末日	1,294,731,785	—	11,191	—
	10月末日	1,375,041,354	—	11,829	—
	11月末日	1,383,279,036	—	11,853	—
	12月末日	1,522,399,002	—	12,524	—
	令和 4年 1月末日	1,515,618,873	—	11,247	—
	2月末日	1,526,510,660	—	10,832	—
	3月末日	1,696,989,326	—	11,524	—
	4月末日	1,724,041,641	—	11,407	—
	5月末日	1,880,340,152	—	10,621	—
	6月末日	1,909,999,011	—	9,899	—
	7月末日	2,022,797,294	—	10,582	—
	8月末日	1,919,974,690	—	10,019	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円

第2計算期間	—円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	10円
第13計算期間	0円
第14計算期間	10円
第15計算期間	50円
第16計算期間	100円
第17計算期間	100円
第18計算期間	100円
第19計算期間	100円
第20計算期間	100円
第21計算期間	100円
第22計算期間	150円
第23計算期間	100円
第24計算期間	100円
第25計算期間	50円
第26計算期間	100円
第27計算期間	0円
第28計算期間	10円
第29計算期間	10円
第30計算期間	50円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	18.27
第2計算期間	13.06
第3計算期間	7.57
第4計算期間	10.46
第5計算期間	1.84
第6計算期間	4.91
第7計算期間	1.05
第8計算期間	4.61

第9計算期間	2.40
第10計算期間	4.19
第11計算期間	0.15
第12計算期間	5.18
第13計算期間	2.44
第14計算期間	5.65
第15計算期間	0.28
第16計算期間	10.40
第17計算期間	2.77
第18計算期間	0.46
第19計算期間	1.55
第20計算期間	4.69
第21計算期間	5.92
第22計算期間	3.72
第23計算期間	1.01
第24計算期間	6.28
第25計算期間	0.05
第26計算期間	7.54
第27計算期間	13.43
第28計算期間	0.38
第29計算期間	0.40
第30計算期間	9.61

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	755,072,601	1,951,526	753,121,075
第2計算期間	135,134,664	34,167,580	854,088,159
第3計算期間	27,448,387	—	881,536,546
第4計算期間	232,865,474	109,051,679	1,005,350,341
第5計算期間	599,878,446	61,955,870	1,543,272,917
第6計算期間	94,018,029	51,496,207	1,585,794,739
第7計算期間	118,827,525	130,387,551	1,574,234,713
第8計算期間	63,944,726	69,165,230	1,569,014,209
第9計算期間	227,797,976	47,658,307	1,749,153,878
第10計算期間	62,483,558	67,052,164	1,744,585,272
第11計算期間	11,292,237	1,006,309	1,754,871,200
第12計算期間	103,124,224	141,113,321	1,716,882,103
第13計算期間	2,453,801	171,202,227	1,548,133,677
第14計算期間	369,659	95,521,048	1,452,982,288

第15計算期間	2,024,702	121,859,201	1,333,147,789
第16計算期間	38,891,988	189,193,862	1,182,845,915
第17計算期間	17,710,213	161,082,536	1,039,473,592
第18計算期間	103,952,164	22,665,054	1,120,760,702
第19計算期間	36,977,729	44,529,298	1,113,209,133
第20計算期間	97,202,391	24,811,298	1,185,600,226
第21計算期間	31,628,421	63,290,175	1,153,938,472
第22計算期間	56,403,850	26,018,149	1,184,324,173
第23計算期間	89,185,333	18,880,284	1,254,629,222
第24計算期間	171,375,335	14,111,046	1,411,893,511
第25計算期間	47,314,060	33,205,018	1,426,002,553
第26計算期間	74,427,150	14,673,802	1,485,755,901
第27計算期間	284,216,764	27,872,443	1,742,100,222
第28計算期間	43,967,120	2,728,025	1,783,339,317
第29計算期間	147,145,375	18,448,499	1,912,036,193
第30計算期間	5,535,786	2,212,064	1,915,359,915

【次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジなし）予想分配金提示型】

（１）【投資状況】

令和 4年 8月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	23,519,628,187	99.50
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	119,348,930	0.50
純資産総額		23,638,977,117	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 8月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	次世代ＲＥＩＴマザーファンド	16,287,831,155	1.5006	24,443,065,439	1.4440	23,519,628,187	99.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年 8月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.50
合計	99.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年8月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（令和 2年 3月13日）	2,186,646,237	2,186,646,237	7,899	7,899
第2計算期間末日（令和 2年 4月13日）	2,728,039,062	2,728,039,062	9,242	9,242
第3計算期間末日（令和 2年 5月13日）	2,563,954,094	2,563,954,094	8,450	8,450
第4計算期間末日（令和 2年 6月15日）	4,320,541,690	4,320,541,690	9,384	9,384
第5計算期間末日（令和 2年 7月13日）	5,668,446,005	5,668,446,005	9,541	9,541
第6計算期間末日（令和 2年 8月13日）	6,338,953,396	6,338,953,396	10,056	10,056
第7計算期間末日（令和 2年 9月14日）	6,435,234,183	6,435,234,183	9,903	9,903
第8計算期間末日（令和 2年10月13日）	6,856,113,732	6,862,774,516	10,293	10,303
第9計算期間末日（令和 2年11月13日）	6,968,652,871	6,975,621,321	10,000	10,010
第10計算期間末日（令和 2年12月14日）	6,950,361,881	6,950,361,881	9,531	9,531
第11計算期間末日（令和 3年 1月13日）	6,922,846,290	6,922,846,290	9,517	9,517
第12計算期間末日（令和 3年 2月15日）	7,125,979,870	7,133,001,495	10,149	10,159
第13計算期間末日（令和 3年 3月15日）	6,791,481,223	6,798,117,068	10,235	10,245
第14計算期間末日（令和 3年 4月13日）	6,643,964,981	6,674,694,351	10,810	10,860
第15計算期間末日（令和 3年 5月13日）	6,238,672,050	6,267,467,198	10,833	10,883
第16計算期間末日（令和 3年 6月14日）	6,401,856,401	6,482,873,857	11,853	12,003
第17計算期間末日（令和 3年 7月13日）	7,037,566,299	7,125,069,467	12,064	12,214
第18計算期間末日（令和 3年 8月13日）	7,834,227,068	7,932,521,594	11,955	12,105

第19計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	9,095,282,464	9,209,357,425	11,960	12,110
第20計算期間末日	(令和 3年10月13日)	9,591,821,971	9,674,504,393	11,601	11,701
第21計算期間末日	(令和 3年11月15日)	10,854,249,621	10,987,860,099	12,186	12,336
第22計算期間末日	(令和 3年12月13日)	11,729,369,642	11,871,047,513	12,418	12,568
第23計算期間末日	(令和 4年 1月13日)	12,969,542,932	13,127,715,612	12,299	12,449
第24計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	14,039,542,315	14,223,837,953	11,427	11,577
第25計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	15,796,740,630	15,934,383,112	11,477	11,577
第26計算期間末日	(令和 4年 4月13日)	19,217,225,492	19,514,104,433	12,946	13,146
第27計算期間末日	(令和 4年 5月13日)	19,618,573,682	19,793,196,176	11,235	11,335
第28計算期間末日	(令和 4年 6月13日)	22,349,097,416	22,541,478,902	11,617	11,717
第29計算期間末日	(令和 4年 7月13日)	22,921,819,840	23,119,418,338	11,600	11,700
第30計算期間末日	(令和 4年 8月15日)	24,405,883,845	24,703,266,890	12,310	12,460
令和 3年 8月末日		8,768,429,077	—	12,153	—
9月末日		9,266,982,791	—	11,532	—
10月末日		10,910,923,449	—	12,424	—
11月末日		11,355,793,605	—	12,340	—
12月末日		13,277,586,082	—	13,219	—
令和 4年 1月末日		13,879,518,209	—	11,841	—
2月末日		14,870,355,978	—	11,363	—
3月末日		18,309,945,672	—	12,731	—
4月末日		21,590,173,876	—	13,047	—
5月末日		22,232,545,030	—	11,956	—
6月末日		22,925,119,402	—	11,697	—
7月末日		24,198,139,535	—	12,276	—
8月末日		23,638,977,117	—	11,837	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	10円

第13計算期間	10円
第14計算期間	50円
第15計算期間	50円
第16計算期間	150円
第17計算期間	150円
第18計算期間	150円
第19計算期間	150円
第20計算期間	100円
第21計算期間	150円
第22計算期間	150円
第23計算期間	150円
第24計算期間	150円
第25計算期間	100円
第26計算期間	200円
第27計算期間	100円
第28計算期間	100円
第29計算期間	100円
第30計算期間	150円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	21.01
第2計算期間	17.00
第3計算期間	8.56
第4計算期間	11.05
第5計算期間	1.67
第6計算期間	5.39
第7計算期間	1.52
第8計算期間	4.03
第9計算期間	2.74
第10計算期間	4.69
第11計算期間	0.14
第12計算期間	6.74
第13計算期間	0.94
第14計算期間	6.10
第15計算期間	0.67
第16計算期間	10.80
第17計算期間	3.04
第18計算期間	0.33
第19計算期間	1.29

第20計算期間	2.16
第21計算期間	6.33
第22計算期間	3.13
第23計算期間	0.24
第24計算期間	5.87
第25計算期間	1.31
第26計算期間	14.54
第27計算期間	12.44
第28計算期間	4.29
第29計算期間	0.71
第30計算期間	7.41

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	2,769,349,993	994,202	2,768,355,791
第2計算期間	219,713,840	36,299,534	2,951,770,097
第3計算期間	82,558,203	—	3,034,328,300
第4計算期間	1,599,811,120	29,967,065	4,604,172,355
第5計算期間	1,361,735,299	24,757,264	5,941,150,390
第6計算期間	420,284,123	57,883,288	6,303,551,225
第7計算期間	346,681,911	151,998,390	6,498,234,746
第8計算期間	302,812,785	140,263,233	6,660,784,298
第9計算期間	510,337,848	202,671,698	6,968,450,448
第10計算期間	460,821,690	136,788,192	7,292,483,946
第11計算期間	157,961,260	176,508,872	7,273,936,334
第12計算期間	125,077,430	377,388,689	7,021,625,075
第13計算期間	68,159,354	453,938,692	6,635,845,737
第14計算期間	29,123,371	519,094,985	6,145,874,123
第15計算期間	238,182,748	625,027,089	5,759,029,782
第16計算期間	427,303,757	785,169,779	5,401,163,760
第17計算期間	979,654,014	547,273,187	5,833,544,587
第18計算期間	1,041,759,017	322,335,193	6,552,968,411
第19計算期間	1,332,273,071	280,244,035	7,604,997,447
第20計算期間	838,395,962	175,151,199	8,268,242,210
第21計算期間	880,502,274	241,379,280	8,907,365,204
第22計算期間	710,199,267	172,373,044	9,445,191,427
第23計算期間	1,302,457,238	202,803,326	10,544,845,339
第24計算期間	1,881,231,416	139,700,837	12,286,375,918
第25計算期間	1,536,901,525	59,029,163	13,764,248,280

第26計算期間	1,228,272,726	148,573,923	14,843,947,083
第27計算期間	3,059,462,021	441,159,678	17,462,249,426
第28計算期間	2,040,669,562	264,770,377	19,238,148,611
第29計算期間	612,841,453	91,140,261	19,759,849,803
第30計算期間	364,886,186	299,199,651	19,825,536,338

（参考）

次世代ＲＥＩＴマザーファンド

投資状況

令和 4年 8月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	アメリカ	453,895,456	0.83
	インドネシア	400,937,659	0.73
	イギリス	371,553,599	0.68
	香港	339,259,549	0.62
	ベルギー	284,586,596	0.52
	スウェーデン	215,954,464	0.39
	スペイン	209,805,832	0.38
	ノルウェー	93,341,544	0.17
	小計	2,369,334,699	4.32
投資証券	アメリカ	43,868,876,748	79.93
	イギリス	1,906,294,785	3.47
	日本	1,836,852,600	3.35
	ベルギー	1,388,417,125	2.53
	オーストラリア	1,342,095,726	2.45
	シンガポール	803,306,878	1.46
	フランス	658,121,264	1.20
	小計	51,803,965,126	94.39
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	709,386,238	1.29
純資産総額		54,882,686,063	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 8月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	CROWN CASTLE INC	—	214,289	25,158.90	5,391,275,702	23,590.66	5,055,220,462	9.21
アメリカ	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	—	125,999	38,500.32	4,851,002,273	35,128.84	4,426,198,963	8.06
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	—	368,614	11,412.74	4,206,896,053	10,551.12	3,889,293,976	7.09
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	—	218,777	19,025.58	4,162,359,578	17,418.85	3,810,845,825	6.94
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	—	200,644	18,218.75	3,655,483,797	17,163.78	3,443,809,534	6.27
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	—	597,337	5,488.36	3,278,401,513	4,993.45	2,982,773,996	5.43
アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	—	339,674	8,991.54	3,054,192,969	8,236.00	2,797,557,883	5.10
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	—	93,541	29,384.01	2,748,610,128	27,874.33	2,607,393,086	4.75
アメリカ	投資証券	FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	—	335,633	7,652.66	2,568,487,234	7,032.69	2,360,406,166	4.30
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	—	24,469	97,673.15	2,389,964,376	90,926.03	2,224,869,045	4.05
アメリカ	投資証券	AMERICOLD REALTY TRUST INC	—	517,318	4,489.38	2,322,441,147	4,090.97	2,116,333,091	3.86
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	—	43,052	48,756.17	2,099,050,674	46,094.47	1,984,459,338	3.62
アメリカ	投資証券	CUBESMART	—	263,273	7,016.06	1,847,140,296	6,457.38	1,700,055,226	3.10
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	—	77,702	23,801.38	1,849,415,194	21,555.57	1,674,911,576	3.05
アメリカ	投資証券	SBA COMMUNICATIONS CORP	—	27,538	48,526.04	1,336,310,233	45,001.37	1,239,247,932	2.26
アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	—	125,371	9,317.19	1,168,105,988	8,671.30	1,087,130,367	1.98
日本	投資証券	G L P 投資法人	—	5,554	176,100	978,059,400	169,900	943,624,600	1.72
イギリス	投資証券	SEGRE PLC	—	591,583	1,740.15	1,029,448,481	1,558.78	922,148,458	1.68
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	—	2,774	318,914.17	884,667,934	322,000	893,228,000	1.63
シンガ ポール	投資証券	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL	—	5,868,600	140.84	826,591,135	136.88	803,306,878	1.46
フランス	投資証券	ARGAN	—	51,397	13,430.29	690,277,026	12,804.66	658,121,264	1.20
ベルギー	投資証券	AEDIFICA	—	44,492	14,431.31	642,078,023	13,451.15	598,468,677	1.09
イギリス	投資証券	SAFESTORE HOLDINGS PLC	—	317,163	1,891.44	599,895,419	1,789.50	567,565,726	1.03
オースト ラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	—	268,068	1,920.87	514,925,549	1,917.07	513,905,389	0.94
オースト ラリア	投資証券	INGENIA COMMUNITIES GROUP	—	1,184,428	444.30	526,245,861	401.49	475,536,945	0.87
アメリカ	投資証券	DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	—	4,359,437	122.68	534,848,645	107.43	468,370,282	0.85
アメリカ	株式	TRICON RESIDENTIAL INC	不動産	310,346	1,642.76	509,825,702	1,462.54	453,895,456	0.83
ベルギー	投資証券	WAREHOUSES DE PAUW SCA	—	100,058	4,699.21	470,193,954	4,243.19	424,565,665	0.77
イギリス	投資証券	TRITAX BIG BOX REIT PLC	—	1,495,159	313.40	468,592,698	278.61	416,580,601	0.76
インドネ シア	株式	DAYAMITRA TELEKOMUNIKASI TBK	電気通信 サービス	53,651,500	7.37	395,894,418	7.47	400,937,659	0.73

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年 8月31日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	商業・専門サービス	0.17
	不動産	3.03
	電気通信サービス	1.11
	小計	4.32

投資証券	—	94.39
合計		98.71

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

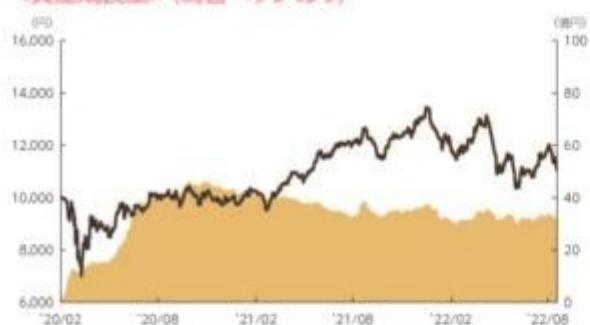


運用実績

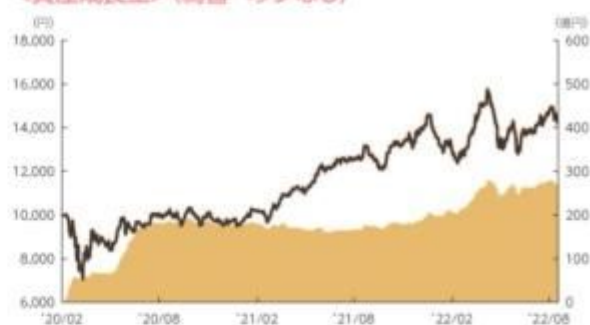
2022年8月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2020年2月14日(設定日)～2022年8月31日

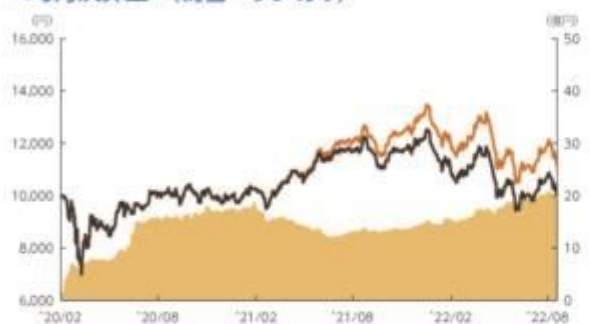
＜資産成長型＞(為替ヘッジあり)



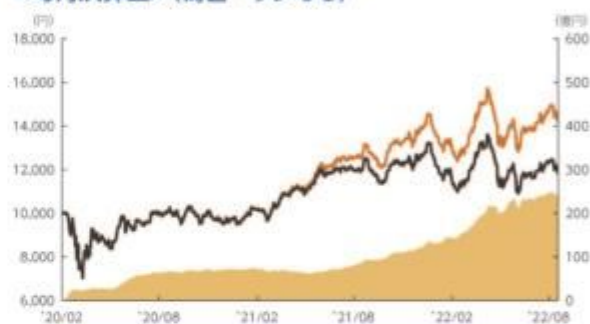
＜資産成長型＞(為替ヘッジなし)



＜毎月決算型＞(為替ヘッジあり)



＜毎月決算型＞(為替ヘッジなし)



純資産総額【右目盛】 基準価額(分配金再投資)【左目盛】 基準価額【左目盛】

- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

	＜資産成長型＞ (為替ヘッジあり)	＜資産成長型＞ (為替ヘッジなし)	＜毎月決算型＞ (為替ヘッジあり)	＜毎月決算型＞ (為替ヘッジなし)
基準価額	11,062円	14,188円	10,019円	11,837円
純資産総額	31.4億円	265.3億円	19.1億円	236.3億円

・純資産総額は表示桁未満切り捨て

■分配の推移

	＜資産成長型＞ (為替ヘッジあり)	＜資産成長型＞ (為替ヘッジなし)		＜毎月決算型＞ (為替ヘッジあり)	＜毎月決算型＞ (為替ヘッジなし)
2022年8月	10円	10円	2022年8月	50円	150円
2022年2月	10円	10円	2022年7月	10円	100円
2021年8月	10円	10円	2022年6月	10円	100円
2021年2月	10円	10円	2022年5月	0円	100円
2020年8月	0円	0円	2022年4月	100円	200円
設定来累計	40円	40円	2022年3月	50円	100円
			直近1年間累計	870円	1,600円
			設定来累計	1,260円	2,190円

・分配金は1万口当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■主要な資産の状況

<資産成長型> (為替ヘッジあり)

組入通貨	比率
1 円	98.2%
その他	1.8%

<資産成長型> (為替ヘッジなし)

組入上位通貨	比率
1 アメリカドル	80.8%
2 円	4.7%
3 ユーロ	4.6%
4 イギリスポンド	4.2%
5 オーストラリアドル	2.4%
6 シンガポールドル	1.5%
7 インドネシアルピア	0.7%
8 香港ドル	0.6%
9 スウェーデンクローネ	0.4%
10 ノルウェークローネ	0.1%

<毎月決算型> (為替ヘッジあり)

組入通貨	比率
1 円	98.3%
その他	1.7%

<毎月決算型> (為替ヘッジなし)

組入上位通貨	比率
1 アメリカドル	80.8%
2 円	4.7%
3 ユーロ	4.6%
4 イギリスポンド	4.2%
5 オーストラリアドル	2.4%
6 シンガポールドル	1.5%
7 インドネシアルピア	0.7%
8 香港ドル	0.6%
9 スウェーデンクローネ	0.4%
10 ノルウェークローネ	0.1%

組入上位銘柄	セクター	国・地域	<資産成長型> (為替ヘッジあり)	<資産成長型> (為替ヘッジなし)
1 CROWN CASTLE INC	通信塔	アメリカ	9.0%	9.2%
2 AMERICAN TOWER CORP	通信塔	アメリカ	7.9%	8.0%
3 WELLTOWER INC	シニア住宅	アメリカ	6.9%	7.1%
4 PROLOGIS INC	物流施設	アメリカ	6.8%	6.9%
5 DIGITAL REALTY TRUST INC	データセンター	アメリカ	6.2%	6.2%
6 INVITATION HOMES INC	戸建住宅	アメリカ	5.3%	5.4%
7 DUKE REALTY CORP	物流施設	アメリカ	5.0%	5.1%
8 EXTRA SPACE STORAGE INC	倉庫	アメリカ	4.7%	4.7%
9 FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	物流施設	アメリカ	4.2%	4.3%
10 EQUINIX INC	データセンター	アメリカ	4.0%	4.0%

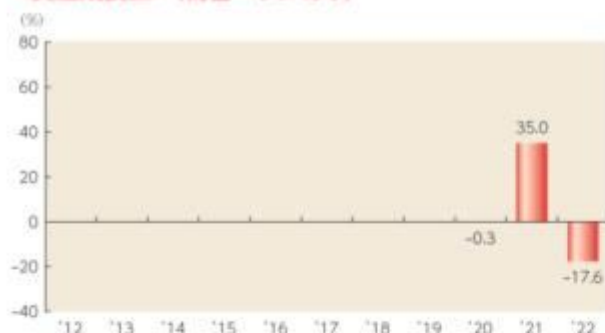
組入上位銘柄	セクター	国・地域	<毎月決算型> (為替ヘッジあり)	<毎月決算型> (為替ヘッジなし)
1 CROWN CASTLE INC	通信塔	アメリカ	9.0%	9.2%
2 AMERICAN TOWER CORP	通信塔	アメリカ	7.9%	8.0%
3 WELLTOWER INC	シニア住宅	アメリカ	6.9%	7.1%
4 PROLOGIS INC	物流施設	アメリカ	6.8%	6.9%
5 DIGITAL REALTY TRUST INC	データセンター	アメリカ	6.2%	6.2%
6 INVITATION HOMES INC	戸建住宅	アメリカ	5.3%	5.4%
7 DUKE REALTY CORP	物流施設	アメリカ	5.0%	5.1%
8 EXTRA SPACE STORAGE INC	倉庫	アメリカ	4.7%	4.7%
9 FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	物流施設	アメリカ	4.2%	4.3%
10 EQUINIX INC	データセンター	アメリカ	4.0%	4.0%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)
- セクターはコーペン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクの定義に基づいています。

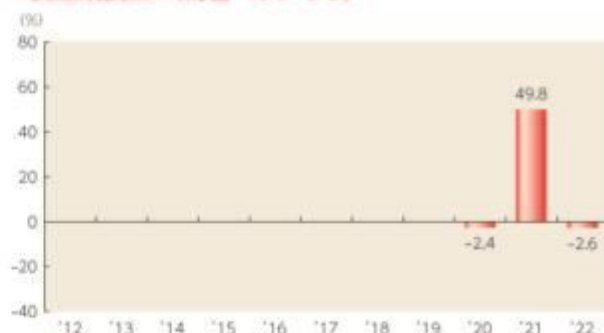
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■年間収益率の推移

<資産成長型>（為替ヘッジあり）

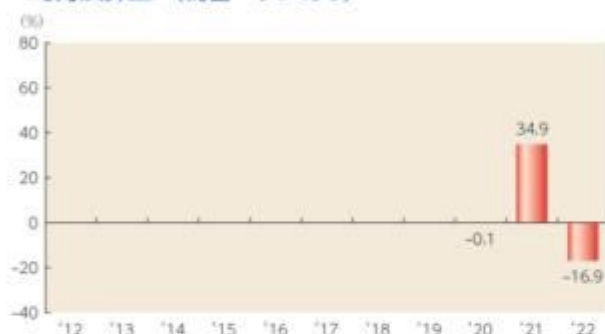


<資産成長型>（為替ヘッジなし）

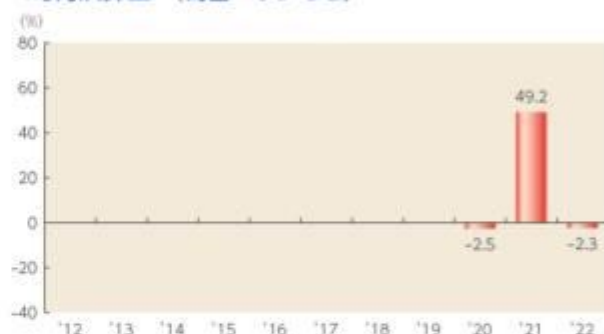


- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2020年は設定日から年末までの、2022年は年初から8月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

<毎月決算型>（為替ヘッジあり）



<毎月決算型>（為替ヘッジなし）



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2020年は設定日から年末までの、2022年は年初から8月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。
ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
ロンドンの銀行の休業日
オーストラリア証券取引所の休業日
シドニーの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位
販売会社が定める単位

申込価額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法
申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。
また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）× 3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。
取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、当ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市場動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

スイッチング

各ファンド間でのスイッチングが可能です。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングを行う場合の申込手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより換金をする場合は、換金代金の利益に対して税金がかかります。

詳しくは販売会社にご確認ください。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2030年2月13日まで（2020年2月14日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

「資産成長型」

毎年2月14日から8月13日まで、および8月14日から翌年2月13日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

「毎月決算型」

毎月14日から翌月13日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、マザーファンドの信託期間終了日までとします。

運用報告書

委託会社は、毎年2月および8月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締

結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

スイッチング

各ファンド間でのスイッチングが可能です。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングを行う場合の申込手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより換金する場合は、換金代金の利益に対して税金がかかります。

詳しくは販売会社にご確認ください。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年2月15日から令和4年8月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 [令和 4年 2月14日現在]	第5期 [令和 4年 8月15日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	112,384,699	88,081,992
親投資信託受益証券	3,004,724,499	3,303,141,139
派生商品評価勘定	520,784	12,393,880
未収入金	28,930,000	8,340,000
流動資産合計	3,146,559,982	3,411,957,011
資産合計	3,146,559,982	3,411,957,011
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	22,616,095	8,933,223
未払金	981,821	-
未払収益分配金	2,585,951	2,827,152
未払解約金	22,135,711	3,292,228
未払受託者報酬	579,619	531,960
未払委託者報酬	29,174,179	26,775,448
未払利息	54	22
その他未払費用	59,830	54,910
流動負債合計	78,133,260	42,414,943
負債合計	78,133,260	42,414,943
純資産の部		
元本等		
元本	2,585,951,829	2,827,152,395
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	482,474,893	542,389,673
（分配準備積立金）	412,661,653	373,823,989
元本等合計	3,068,426,722	3,369,542,068
純資産合計	3,068,426,722	3,369,542,068
負債純資産合計	3,146,559,982	3,411,957,011

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日	第5期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日
営業収益		
受取利息	200	62
有価証券売買等損益	129,407,299	455,986,640
為替差損益	132,855,136	425,639,997
営業収益合計	3,447,637	30,346,705
営業費用		
支払利息	9,664	8,458
受託者報酬	579,619	531,960
委託者報酬	29,174,179	26,775,448
その他費用	65,770	54,910
営業費用合計	29,829,232	27,370,776
営業利益又は営業損失（ ）	33,276,869	2,975,929
経常利益又は経常損失（ ）	33,276,869	2,975,929
当期純利益又は当期純損失（ ）	33,276,869	2,975,929
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	31,255,323	5,937,080
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	556,439,292	482,474,893
剰余金増加額又は欠損金減少額	223,523,439	122,703,053
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	223,523,439	122,703,053
剰余金減少額又は欠損金増加額	230,369,695	68,874,130
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	230,369,695	68,874,130
分配金	2,585,951	2,827,152
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	482,474,893	542,389,673

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。 ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年２月１３日および８月１３日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和４年２月１５日から令和４年８月１５日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第４期 [令和４年２月１４日現在]	第５期 [令和４年８月１５日現在]
１．期首元本額	2,703,594,423円	2,585,951,829円
期中追加設定元本額	989,352,167円	606,715,030円
期中一部解約元本額	1,106,994,761円	365,514,464円
２．受益権の総数	2,585,951,829口	2,827,152,395口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日	第5期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 「次世代REITマザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	—円	1.運用に係る権限を委託するための費用 「次世代REITマザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>15,702,714円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	15,702,714円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	—円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	15,702,714円											

第4期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日			第5期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	242,099,507円	収益調整金額	C	355,549,120円
分配準備積立金額	D	415,247,604円	分配準備積立金額	D	360,948,427円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	657,347,111円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	732,200,261円
当ファンドの期末残存口数	F	2,585,951,829口	当ファンドの期末残存口数	F	2,827,152,395口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,541円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,589円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,585,951円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,827,152円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第4期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日	第5期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

区分	第4期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日	第5期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期 [令和 4年 2月14日現在]	第5期 [令和 4年 8月15日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	第4期 [令和 4年 2月14日現在]	第5期 [令和 4年 8月15日現在]
--	--------------------------	--------------------------

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	75,385,857	386,625,343
合計	75,385,857	386,625,343

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第4期 [令和 4年 2月14日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	2,339,262,073	—	2,358,695,568	19,433,495
	オーストラリアドル	80,844,010	—	80,482,426	361,584
	イギリスポンド	148,680,273	—	149,320,080	639,807
	香港ドル	14,774,061	—	14,887,391	113,330
	シンガポールドル	38,211,255	—	38,580,435	369,180
	ユーロ	187,850,247	—	189,751,330	1,901,083
	合計	2,809,621,919	—	2,831,717,230	22,095,311

第5期 [令和 4年 8月15日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	2,649,175,974	—	2,656,268,138	7,092,164
	オーストラリアドル	81,475,387	—	81,145,214	330,173
	イギリスポンド	145,578,032	—	142,245,994	3,332,038
	香港ドル	17,658,956	—	17,062,060	596,896
	シンガポールドル	47,618,170	—	46,653,295	964,875
	スウェーデンクローネ	14,415,379	—	14,023,000	392,379
	ノルウェークローネ	1,919,743	—	1,974,297	54,554
	ユーロ	161,950,832	—	156,959,818	4,991,014
	合計	3,119,792,473	—	3,116,331,816	3,460,657

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２ 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第4期 [令和 4年 2月14日現在]	第5期 [令和 4年 8月15日現在]
1口当たり純資産額	1.1866円	1.1919円
(1万口当たり純資産額)	(11,866円)	(11,919円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	次世代ＲＥＩＴマザーファンド	2,200,773,629	3,303,141,139	
合計		2,200,773,629	3,303,141,139	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

【次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 [令和 4年 2月14日現在]	第5期 [令和 4年 8月15日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	355,753,638	412,242,010
親投資信託受益証券	20,315,390,841	27,601,899,746
未収入金	-	161,770,000
流動資産合計	20,671,144,479	28,175,911,756
資産合計	20,671,144,479	28,175,911,756
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,821,842	18,800,476
未払解約金	79,437,418	204,400,110
未払受託者報酬	3,067,470	4,136,099
未払委託者報酬	154,395,963	208,183,811
未払利息	172	105
その他未払費用	316,913	427,338
流動負債合計	253,039,778	435,947,939
負債合計	253,039,778	435,947,939
純資産の部		
元本等		
元本	15,821,842,828	18,800,476,247
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,596,261,873	8,939,487,570
（分配準備積立金）	2,384,293,757	4,773,255,735
元本等合計	20,418,104,701	27,739,963,817
純資産合計	20,418,104,701	27,739,963,817
負債純資産合計	20,671,144,479	28,175,911,756

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日	第5期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日
営業収益		
受取利息	472	217
有価証券売買等損益	415,455,171	3,367,788,905
営業収益合計	415,455,643	3,367,789,122
営業費用		
支払利息	26,563	23,984
受託者報酬	3,067,470	4,136,099
委託者報酬	154,395,963	208,183,811
その他費用	316,913	427,338
営業費用合計	157,806,909	212,771,232
営業利益又は営業損失（ ）	257,648,734	3,155,017,890
経常利益又は経常損失（ ）	257,648,734	3,155,017,890
当期純利益又は当期純損失（ ）	257,648,734	3,155,017,890
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	176,789,979	343,086,668
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,394,378,173	4,596,261,873
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,360,245,963	2,598,265,039
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,360,245,963	2,598,265,039
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,223,399,176	1,048,170,088
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,223,399,176	1,048,170,088
分配金	15,821,842	18,800,476
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,596,261,873	8,939,487,570

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年2月13日および8月13日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和４年２月15日から令和４年８月15日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第4期 [令和４年２月14日現在]	第5期 [令和４年８月15日現在]
１．期首元本額	13,113,917,112円	15,821,842,828円
期中追加設定元本額	7,321,492,157円	6,329,647,852円
期中一部解約元本額	4,613,566,441円	3,351,014,433円
２．受益権の総数	15,821,842,828口	18,800,476,247口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日	第5期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日																														
1.運用に係る権限を委託するための費用 「次世代REITマザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 「次世代REITマザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																														
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																														
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>53,538,010円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>27,320,745円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,211,968,116円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>2,319,256,844円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	53,538,010円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	27,320,745円	収益調整金額	C	2,211,968,116円	分配準備積立金額	D	2,319,256,844円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>318,188,385円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>2,493,742,837円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>4,166,231,835円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,980,124,989円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	318,188,385円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,493,742,837円	収益調整金額	C	4,166,231,835円	分配準備積立金額	D	1,980,124,989円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	53,538,010円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	27,320,745円																													
収益調整金額	C	2,211,968,116円																													
分配準備積立金額	D	2,319,256,844円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	318,188,385円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,493,742,837円																													
収益調整金額	C	4,166,231,835円																													
分配準備積立金額	D	1,980,124,989円																													

第4期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日			第5期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,612,083,715円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,958,288,046円
当ファンドの期末残存口数	F	15,821,842,828口	当ファンドの期末残存口数	F	18,800,476,247口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,914円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,764円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,821,842円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,800,476円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第4期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日	第5期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期 [令和 4年 2月14日現在]	第5期 [令和 4年 8月15日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左

区分	第4期 [令和 4年 2月14日現在]	第5期 [令和 4年 8月15日現在]
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4期 [令和 4年 2月14日現在]	第5期 [令和 4年 8月15日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	376,651,852	3,313,919,870
合計	376,651,852	3,313,919,870

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（ 1 口当たり情報 ）

	第4期 [令和 4年 2月14日現在]	第5期 [令和 4年 8月15日現在]
1口当たり純資産額	1.2905円	1.4755円
(1万口当たり純資産額)	(12,905円)	(14,755円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	次世代ＲＥＩＴマザーファンド	18,390,232,358	27,601,899,746	
合計		18,390,232,358	27,601,899,746	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジあり）予想分配金提示型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 2月14日現在]	当期 [令和 4年 8月15日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	83,761,709	59,640,800
親投資信託受益証券	1,476,963,753	2,017,624,639
派生商品評価勘定	268,340	7,456,029
未収入金	3,640,000	1,150,000
流動資産合計	1,564,633,802	2,085,871,468
資産合計	1,564,633,802	2,085,871,468
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	11,476,962	5,515,832
未払金	285,700	-
未払収益分配金	14,118,935	9,576,799
未払受託者報酬	43,310	58,738
未払委託者報酬	2,179,921	2,956,470
未払利息	40	15
その他未払費用	5,188	7,042
流動負債合計	28,110,056	18,114,896
負債合計	28,110,056	18,114,896
純資産の部		
元本等		
元本	1,411,893,511	1,915,359,915
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	124,630,235	152,396,657
（分配準備積立金）	173,174,444	143,986,809
元本等合計	1,536,523,746	2,067,756,572
純資産合計	1,536,523,746	2,067,756,572
負債純資産合計	1,564,633,802	2,085,871,468

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日	当期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日
営業収益		
受取利息	75	26
有価証券売買等損益	39,516,388	264,880,886
為替差損益	55,109,679	213,637,528
営業収益合計	15,593,216	51,243,384
営業費用		
支払利息	3,506	4,216
受託者報酬	233,071	289,264
委託者報酬	11,730,974	14,559,591
その他費用	33,849	34,653
営業費用合計	12,001,400	14,887,724
営業利益又は営業損失（ ）	27,594,616	36,355,660
経常利益又は経常損失（ ）	27,594,616	36,355,660
当期純利益又は当期純損失（ ）	27,594,616	36,355,660
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,798,784	142,870
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	186,908,262	124,630,235
剰余金増加額又は欠損金減少額	77,228,843	37,492,540
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	140,195
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	77,228,843	37,352,345
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,155,904	10,964,903
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,155,904	8,447,325
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,517,578
分配金	78,957,566	35,259,745
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	124,630,235	152,396,657

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。 ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年２月１３日および８月１３日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和４年２月１５日から令和４年８月１５日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和４年２月１４日現在]	当期 [令和４年８月１５日現在]
１．期首元本額	1,120,760,702円	1,411,893,511円
期中追加設定元本額	482,773,059円	602,606,255円
期中一部解約元本額	191,640,250円	99,139,851円
２．受益権の総数	1,411,893,511口	1,915,359,915口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和３年８月１４日 至 令和４年２月１４日	当期 自 令和４年２月１５日 至 令和４年８月１５日
１．運用に係る権限を委託するための費用 「次世代ＲＥＩＴマザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年１０,０００分の５５以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 ２．分配金の計算過程 第１９期 令和３年８月１４日	１．運用に係る権限を委託するための費用 「次世代ＲＥＩＴマザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年１０,０００分の５５以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 ２．分配金の計算過程 第２５期 令和４年２月１５日

前期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日			当期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日		
令和 3年 9月13日			令和 4年 3月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,380,682円	費用控除後の配当等収益額	A	914,165円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	18,267,554円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	67,101,564円	収益調整金額	C	172,345,671円
分配準備積立金額	D	188,844,559円	分配準備積立金額	D	169,146,346円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	275,594,359円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	342,406,182円
当ファンドの期末残存口数	F	1,113,209,133口	当ファンドの期末残存口数	F	1,426,002,553口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,475円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,401円
1万口当たり分配金額	H	100円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,132,091円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,130,012円
第20期 令和 3年 9月14日 令和 3年10月13日			第26期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,703,071円	費用控除後の配当等収益額	A	5,432,705円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	777,027円
収益調整金額	C	88,769,627円	収益調整金額	C	188,249,914円
分配準備積立金額	D	193,077,893円	分配準備積立金額	D	161,255,148円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	283,550,591円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	355,714,794円
当ファンドの期末残存口数	F	1,185,600,226口	当ファンドの期末残存口数	F	1,485,755,901口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,391円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,394円
1万口当たり分配金額	H	100円	1万口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,856,002円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,857,559円
第21期 令和 3年10月14日 令和 3年11月15日			第27期 令和 4年 4月14日 令和 4年 5月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	433,337円	費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	12,160,583円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	91,208,764円	収益調整金額	C	250,014,339円
分配準備積立金額	D	173,234,582円	分配準備積立金額	D	149,772,908円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	277,037,266円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	399,787,247円
当ファンドの期末残存口数	F	1,153,938,472口	当ファンドの期末残存口数	F	1,742,100,222口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,400円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,294円
1万口当たり分配金額	H	100円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,539,384円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

前期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日	当期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日																																																												
第22期 令和 3年11月16日 令和 3年12月13日	第28期 令和 4年 5月14日 令和 4年 6月13日																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,542,202円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>48,940,946円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>102,127,545円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>170,409,729円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>323,020,422円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,184,324,173口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>2,727円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>150円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>17,764,862円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,542,202円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	48,940,946円	収益調整金額	C	102,127,545円	分配準備積立金額	D	170,409,729円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	323,020,422円	当ファンドの期末残存口数	F	1,184,324,173口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,727円	1万口当たり分配金額	H	150円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,764,862円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>343,884円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>259,754,602円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>149,543,748円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>409,642,234円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,783,339,317口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>2,297円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>1,783,339円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	343,884円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	259,754,602円	分配準備積立金額	D	149,543,748円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	409,642,234円	当ファンドの期末残存口数	F	1,783,339,317口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,297円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,783,339円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	1,542,202円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	48,940,946円																																																											
収益調整金額	C	102,127,545円																																																											
分配準備積立金額	D	170,409,729円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	323,020,422円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,184,324,173口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,727円																																																											
1万口当たり分配金額	H	150円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,764,862円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	343,884円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	259,754,602円																																																											
分配準備積立金額	D	149,543,748円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	409,642,234円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,783,339,317口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,297円																																																											
1万口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,783,339円																																																											
第23期 令和 3年12月14日 令和 4年 1月13日	第29期 令和 4年 6月14日 令和 4年 7月13日																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,950,277円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>123,548,326円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>199,969,194円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>325,467,797円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,254,629,222口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>2,594円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>100円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>12,546,292円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,950,277円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	123,548,326円	分配準備積立金額	D	199,969,194円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	325,467,797円	当ファンドの期末残存口数	F	1,254,629,222口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,594円	1万口当たり分配金額	H	100円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,546,292円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>5,137,648円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>291,124,132円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>146,683,982円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>442,945,762円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,912,036,193口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>2,316円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>1,912,036円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,137,648円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	291,124,132円	分配準備積立金額	D	146,683,982円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	442,945,762円	当ファンドの期末残存口数	F	1,912,036,193口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,316円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,912,036円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	1,950,277円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	123,548,326円																																																											
分配準備積立金額	D	199,969,194円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	325,467,797円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,254,629,222口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,594円																																																											
1万口当たり分配金額	H	100円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,546,292円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	5,137,648円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	291,124,132円																																																											
分配準備積立金額	D	146,683,982円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	442,945,762円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,912,036,193口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,316円																																																											
1万口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,912,036円																																																											
第24期 令和 4年 1月14日 令和 4年 2月14日	第30期 令和 4年 7月14日 令和 4年 8月15日																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>—円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>164,888,921円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>187,293,379円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>352,182,300円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,411,893,511口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>2,494円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>100円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	164,888,921円	分配準備積立金額	D	187,293,379円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	352,182,300円	当ファンドの期末残存口数	F	1,411,893,511口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,494円	1万口当たり分配金額	H	100円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3,827,413円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>292,073,770円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>149,736,195円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>445,637,378円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,915,359,915口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>2,326円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>50円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,827,413円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	292,073,770円	分配準備積立金額	D	149,736,195円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	445,637,378円	当ファンドの期末残存口数	F	1,915,359,915口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,326円	1万口当たり分配金額	H	50円						
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	—円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	164,888,921円																																																											
分配準備積立金額	D	187,293,379円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	352,182,300円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,411,893,511口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,494円																																																											
1万口当たり分配金額	H	100円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	3,827,413円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	292,073,770円																																																											
分配準備積立金額	D	149,736,195円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	445,637,378円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,915,359,915口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,326円																																																											
1万口当たり分配金額	H	50円																																																											

前期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日			当期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,118,935円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,576,799円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日	当期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 2月14日現在]	当期 [令和 4年 8月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 2月14日現在]	当期 [令和 4年 8月15日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	83,644,172	139,502,600
合計	83,644,172	139,502,600

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期 [令和 4年 2月14日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	1,148,861,570	—	1,158,629,121	9,767,551
	オーストラリアドル	39,267,900	—	39,129,121	138,779

	イギリスポンド	70,883,087	—	71,216,600	333,513
	香港ドル	7,035,124	—	7,088,529	53,405
	シンガポールドル	18,595,715	—	18,775,811	180,096
	ユーロ	91,174,575	—	92,187,411	1,012,836
合計		1,375,817,971	—	1,387,026,593	11,208,622

当期〔令和 4年 8月15日現在〕

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	1,618,162,381	—	1,622,514,642	4,352,261
	オーストラリアドル	49,124,738	—	48,952,247	172,491
	イギリスポンド	88,896,210	—	86,865,317	2,030,893
	香港ドル	10,843,201	—	10,481,463	361,738
	シンガポールドル	29,098,839	—	28,515,734	583,105
	スウェーデンクローネ	8,801,877	—	8,565,259	236,618
	ノルウェークローネ	1,176,127	—	1,209,604	33,477
	ユーロ	98,754,822	—	95,813,732	2,941,090
合計		1,904,858,195	—	1,902,917,998	1,940,197

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 2月14日現在]	当期 [令和 4年 8月15日現在]
1口当たり純資産額	1.0883円	1.0796円
(1万口当たり純資産額)	(10,883円)	(10,796円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	次世代ＲＥＩＴマザーファンド	1,344,276,527	2,017,624,639	
合計		1,344,276,527	2,017,624,639	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

【次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジなし）予想分配金提示型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 2月14日現在]	当期 [令和 4年 8月15日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	472,608,131	601,897,956
親投資信託受益証券	13,783,280,910	24,186,746,586
未収入金	-	3,380,000
流動資産合計	14,255,889,041	24,792,024,542
資産合計	14,255,889,041	24,792,024,542
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	184,295,638	297,383,045
未払解約金	11,659,904	52,328,757
未払受託者報酬	396,300	707,997
未払委託者報酬	19,947,109	35,635,797
未払利息	229	154
その他未払費用	47,546	84,947
流動負債合計	216,346,726	386,140,697
負債合計	216,346,726	386,140,697
純資産の部		
元本等		
元本	12,286,375,918	19,825,536,338
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,753,166,397	4,580,347,507
（分配準備積立金）	951,936,551	1,421,362,687
元本等合計	14,039,542,315	24,405,883,845
純資産合計	14,039,542,315	24,405,883,845
負債純資産合計	14,255,889,041	24,792,024,542

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日	当期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日
営業収益		
受取利息	200	105
有価証券売買等損益	157,383,776	2,646,795,676
営業収益合計	157,383,976	2,646,795,781
営業費用		
支払利息	12,630	13,620
受託者報酬	1,849,470	3,340,755
委託者報酬	93,089,978	168,151,185
その他費用	221,876	400,829
営業費用合計	95,173,954	171,906,389
営業利益又は営業損失（ ）	62,210,022	2,474,889,392
経常利益又は経常損失（ ）	62,210,022	2,474,889,392
当期純利益又は当期純損失（ ）	62,210,022	2,474,889,392
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	25,269,356	21,665,390
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,281,258,657	1,753,166,397
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,497,055,146	1,927,758,085
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,497,055,146	1,927,758,085
剰余金減少額又は欠損金増加額	247,574,022	257,294,031
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	247,574,022	257,294,031
分配金	814,514,050	1,296,506,946
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,753,166,397	4,580,347,507

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年2月13日および8月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 4年 2月15日から令和 4年 8月15日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 2月14日現在]	当期 [令和 4年 8月15日現在]
１．期首元本額	6,552,968,411円	12,286,375,918円
期中追加設定元本額	6,945,059,228円	8,843,033,473円
期中一部解約元本額	1,211,651,721円	1,303,873,053円
２．受益権の総数	12,286,375,918口	19,825,536,338口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日	当期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 「次世代ＲＥＩＴマザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第19期 令和 3年 8月14日 令和 3年 9月13日 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>8,924,899円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,924,899円	1.運用に係る権限を委託するための費用 「次世代ＲＥＩＴマザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第25期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>27,079,750円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	27,079,750円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	8,924,899円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	27,079,750円											

前期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日			当期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	85,593,022円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	979,704,901円	収益調整金額	C	2,813,492,516円
分配準備積立金額	D	988,339,027円	分配準備積立金額	D	947,630,607円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,062,561,849円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,788,202,873円
当ファンドの期末残存口数	F	7,604,997,447口	当ファンドの期末残存口数	F	13,764,248,280口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,712円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,752円
1万口当たり分配金額	H	150円	1万口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	114,074,961円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	137,642,482円
第20期 令和 3年 9月14日 令和 3年10月13日			第26期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,838,376円	費用控除後の配当等収益額	A	60,884,478円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,654,630,178円
収益調整金額	C	1,172,630,484円	収益調整金額	C	3,111,104,159円
分配準備積立金額	D	947,449,181円	分配準備積立金額	D	828,500,822円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,132,918,041円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,655,119,637円
当ファンドの期末残存口数	F	8,268,242,210口	当ファンドの期末残存口数	F	14,843,947,083口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,579円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,809円
1万口当たり分配金額	H	100円	1万口当たり分配金額	H	200円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	82,682,422円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	296,878,941円
第21期 令和 3年10月14日 令和 3年11月15日			第27期 令和 4年 4月14日 令和 4年 5月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,569,681円	費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	407,166,940円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,355,270,428円	収益調整金額	C	4,116,746,251円
分配準備積立金額	D	853,589,741円	分配準備積立金額	D	2,187,303,529円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,619,596,790円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,304,049,780円
当ファンドの期末残存口数	F	8,907,365,204口	当ファンドの期末残存口数	F	17,462,249,426口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,940円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,610円
1万口当たり分配金額	H	150円	1万口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	133,610,478円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	174,622,494円
第22期 令和 3年11月16日 令和 3年12月13日			第28期 令和 4年 5月14日 令和 4年 6月13日		
項目			項目		

前期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日			当期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日		
費用控除後の配当等収益額	A	12,773,599円	費用控除後の配当等収益額	A	33,963,708円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	336,912,084円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,527,186,814円	収益調整金額	C	4,772,186,483円
分配準備積立金額	D	1,109,495,188円	分配準備積立金額	D	1,983,117,656円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,986,367,685円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,789,267,847円
当ファンドの期末残存口数	F	9,445,191,427口	当ファンドの期末残存口数	F	19,238,148,611口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,161円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,529円
1万口当たり分配金額	H	150円	1万口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	141,677,871円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	192,381,486円
第23期 令和 3年12月14日 令和 4年 1月13日			第29期 令和 4年 6月14日 令和 4年 7月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,897,824円	費用控除後の配当等収益額	A	80,047,066円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,887,401,198円	収益調整金額	C	4,961,534,886円
分配準備積立金額	D	1,290,832,752円	分配準備積立金額	D	1,816,157,616円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,196,131,774円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,857,739,568円
当ファンドの期末残存口数	F	10,544,845,339口	当ファンドの期末残存口数	F	19,759,849,803口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,030円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,470円
1万口当たり分配金額	H	150円	1万口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	158,172,680円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	197,598,498円
第24期 令和 4年 1月14日 令和 4年 2月14日			第30期 令和 4年 7月14日 令和 4年 8月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後の配当等収益額	A	45,675,480円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,403,872,659円	収益調整金額	C	5,009,791,973円
分配準備積立金額	D	1,136,232,189円	分配準備積立金額	D	1,673,070,252円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,540,104,848円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,728,537,705円
当ファンドの期末残存口数	F	12,286,375,918口	当ファンドの期末残存口数	F	19,825,536,338口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,881円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,393円
1万口当たり分配金額	H	150円	1万口当たり分配金額	H	150円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	184,295,638円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	297,383,045円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 8月14日 至 令和 4年 2月14日	当期 自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 2月14日現在]	当期 [令和 4年 8月15日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左

区分	前期 [令和 4年 2月14日現在]	当期 [令和 4年 8月15日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 2月14日現在]	当期 [令和 4年 8月15日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	785,061,678	1,715,998,389
合計	785,061,678	1,715,998,389

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 2月14日現在]	当期 [令和 4年 8月15日現在]
1口当たり純資産額	1.1427円	1.2310円
(1万口当たり純資産額)	(11,427円)	(12,310円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	次世代ＲＥＩＴマザーファンド	16,114,828,827	24,186,746,586	
合計		16,114,828,827	24,186,746,586	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

次世代ＲＥＩＴマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 4年 8月15日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	162,567,642
コール・ローン	354,531,632
株式	2,498,956,064
投資証券	54,266,881,725
未収入金	682,135,124
未収配当金	68,753,947
流動資産合計	58,033,826,134
資産合計	58,033,826,134
負債の部	
流動負債	
未払金	751,533,502
未払解約金	174,640,000
未払利息	91
流動負債合計	926,173,593
負債合計	926,173,593
純資産の部	
元本等	
元本	38,050,111,341
剰余金	

[令和 4年 8月15日現在]

剰余金又は欠損金（ ）	19,057,541,200
元本等合計	57,107,652,541
純資産合計	57,107,652,541
負債純資産合計	58,033,826,134

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4年 8月15日現在]
1. 期首	令和 4年 2月15日
期首元本額	29,663,509,153円
期中追加設定元本額	11,937,285,201円
期中一部解約元本額	3,550,683,013円
元本の内訳	
次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジあり）	2,200,773,629円
次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジなし）	18,390,232,358円
次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジあり）予想分配金提示型	1,344,276,527円
次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジなし）予想分配金提示型	16,114,828,827円
合計	38,050,111,341円
2. 受益権の総数	38,050,111,341口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 2月15日 至 令和 4年 8月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年 8月15日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 4年 8月15日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	476,483,270
投資証券	1,203,990,073
合計	727,506,803

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 4年 8月15日現在]
1口当たり純資産額	1.5009円
(1万口当たり純資産額)	(15,009円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	TRICON RESIDENTIAL INC	310,346	11.85	3,677,600.10	
アメリカドル 小計		310,346		3,677,600.10 (489,010,485)	
イギリスポンド	SIRIUS REAL ESTATE LTD	2,814,186	0.96	2,707,246.93	
イギリスポンド 小計		2,814,186		2,707,246.93 (437,355,741)	
香港ドル	ESR GROUP LTD	895,600	19.86	17,786,616.00	
		895,600		17,786,616.00	

香港ドル 小計				(301,838,873)	
スウェーデンクローネ	CATENA AB	38,782	488.20	18,933,372.40	
スウェーデンクローネ 小計		38,782		18,933,372.40 (247,269,843)	
ノルウェークローネ	SELF STORAGE GROUP ASA	88,019	29.40	2,587,758.60	
ノルウェークローネ 小計		88,019		2,587,758.60 (35,995,722)	
インドネシアルピア	DAYAMITRA TELEKOMUNIKASI TBK	53,651,500	785.00	42,116,427,500.00	
インドネシアルピア 小計		53,651,500		42,116,427,500.00 (383,259,490)	
ユーロ	VGP	15,465	181.60	2,808,444.00	
	CELLNEX TELECOM SA	38,243	42.32	1,618,443.76	
ユーロ 小計		53,708		4,426,887.76 (604,225,910)	
合 計		57,852,141		2,498,956,064 (2,498,956,064)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
円	投資証券	G L P 投資法人	8,010	1,410,561,000	
		大和ハウスリート投資法人	1,899	604,831,500	
円合計			9,909	2,015,392,500	
アメリカドル	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	125,999	34,992,442.28	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	496,380	16,107,531.00	
		CROWN CASTLE INC	206,111	37,446,246.48	
		CUBESMART	263,273	13,324,246.53	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	4,359,437	3,858,101.74	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	200,644	26,368,634.48	
		DUKE REALTY CORP	367,324	23,824,634.64	
		EQUINIX INC	24,469	17,239,878.64	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	93,541	19,826,950.36	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	298,220	16,485,601.60	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	79,907	2,266,961.59	
		INVITATION HOMES INC	597,337	23,648,571.83	
		PROLOGIS INC	252,096	34,597,655.04	
		PUBLIC STORAGE	43,052	15,141,388.40	

		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	95,979	6,511,215.36	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	33,078	11,578,623.12	
		SUN COMMUNITIES INC	77,702	13,340,656.38	
		WELLTOWER INC	337,191	27,882,323.79	
アメリカドル合計			7,951,740	344,441,663.26 (45,800,407,963)	
オーストラリアドル	投資証券	GOODMAN GROUP	268,068	5,412,292.92	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	1,184,428	5,531,278.76	
		NATIONAL STORAGE REIT	1,512,930	3,691,549.20	
オーストラリアドル合計			2,965,426	14,635,120.88 (1,386,531,352)	
イギリスポンド	投資証券	SAFESTORE HOLDINGS PLC	317,163	3,707,635.47	
		SEGRO PLC	591,583	6,362,475.16	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	1,495,159	2,896,122.98	
イギリスポンド合計			2,403,905	12,966,233.61 (2,094,695,039)	
シンガポールドル	投資証券	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL	5,868,600	8,333,412.00	
シンガポールドル合計			5,868,600	8,333,412.00 (808,840,968)	
ユーロ	投資証券	AEDIFICA	44,492	4,618,269.60	
		ARGAN	51,397	4,964,950.20	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	100,058	3,381,960.40	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	63,866	2,867,583.40	
ユーロ合計			259,813	15,832,763.60 (2,161,013,903)	
合計				54,266,881,725 (52,251,489,225)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 1銘柄	1.06%	—	0.86%
	投資証券 18銘柄	—	98.94%	80.68%
オーストラリアドル	投資証券 3銘柄	—	100.00%	2.44%
イギリスポンド	株式 1銘柄	17.27%	—	0.77%
	投資証券 3銘柄	—	82.73%	3.69%
香港ドル	株式 1銘柄	100.00%	—	0.53%

シンガポールドル	投資証券	1銘柄	—	100.00%	1.42%
スウェーデンクローネ	株式	1銘柄	100.00%	—	0.44%
ノルウェークローネ	株式	1銘柄	100.00%	—	0.06%
インドネシアルピア	株式	1銘柄	100.00%	—	0.68%
ユーロ	株式	2銘柄	21.85%	—	1.06%
	投資証券	4銘柄	—	78.15%	3.81%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

令和 4年 8月31日現在

（単位：円）

資産総額	3,173,950,773
負債総額	32,672,220
純資産総額（ - ）	3,141,278,553
発行済口数	2,839,678,253口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.1062
（10,000口当たり）	（11,062）

【次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

令和 4年 8月31日現在

（単位：円）

資産総額	26,573,091,332
負債総額	38,004,464
純資産総額（ - ）	26,535,086,868
発行済口数	18,702,432,492口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.4188
（10,000口当たり）	（14,188）

【次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジあり）予想分配金提示型】

【純資産額計算書】

令和 4年 8月31日現在

（単位：円）

資産総額	1,939,990,120
負債総額	20,015,430
純資産総額（ - ）	1,919,974,690
発行済口数	1,916,286,875口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0019
（10,000口当たり）	（10,019）

【次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジなし）予想分配金提示型】

【純資産額計算書】

令和 4年 8月31日現在

（単位：円）

資産総額	23,657,195,712
負債総額	18,218,595
純資産総額（ - ）	23,638,977,117
発行済口数	19,970,585,356口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.1837
（10,000口当たり）	（11,837）

（参考）

次世代ＲＥＩＴマザーファンド

純資産額計算書

令和 4年 8月31日現在

（単位：円）

資産総額	55,051,566,268
負債総額	168,880,205
純資産総額（ - ）	54,882,686,063
発行済口数	38,006,479,560口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.4440
（10,000口当たり）	（14,440）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定め、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2022年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年 8月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	895	20,410,925
追加型公社債投資信託	16	1,401,724
単位型株式投資信託	94	475,604
単位型公社債投資信託	52	147,223
合 計	1,057	22,435,475

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	2 56,803,388	2 51,593,362
有価証券	2,001	293,326
前払費用	598,135	645,109
未収入金	31,359	61,092
未収委託者報酬	13,216,357	15,750,264

未収収益	2	662,230	2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	548,902	1	391,042
器具備品	1	1,435,369	1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	1	814,684	1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	2	2
未払手数料	5,200,810	6,423,139
その他未払金	2	2
その他未払金	4,412,521	4,565,457
未払費用	2	2
未払費用	4,755,909	4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990

固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	2 26,689,896	2 31,644,834

広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	2 2,726	2 7,408
投資有価証券償還益	81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分	275,835	137,485
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	12,504	36,211
営業外収益合計	609,239	1,579,148
営業外費用		
投資有価証券償還損	95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入	16,395	16,548
事務過誤費	-	76,076
賃貸関連費用	13,472	15,780

その他	2,932	7,585
営業外費用合計	128,747	119,066
経常利益	13,368,595	17,011,221
特別利益		
投資有価証券売却益	2,007,655	605,706
特別利益合計	2,007,655	605,706
特別損失		
投資有価証券売却損	51,737	28,188
投資有価証券評価損	26,317	36,558
固定資産除却損	1 536	1 13,094
特別損失合計	78,591	77,840
税引前当期純利益	15,297,659	17,539,087
法人税、住民税及び事業税	2 4,755,427	2 5,366,608
法人税等調整額	19,122	22,446
法人税等合計	4,736,304	5,389,054
当期純利益	10,561,354	12,150,032

（３）【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
					その他利益剰余金	

	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採

用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更）

(1)収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

(1)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2)適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円

未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

（損益計算書関係）

1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

（株主資本等変動計算書関係）

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581

合計	211,581	-	-	211,581
----	---------	---	---	---------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	-
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	20,887,311	20,887,311	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千

円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

（注1） 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2） 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上	株式	-	-	-

額が取得原価を 超えないもの	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	18,826	46,069
退職給付の支払額	192,890	179,650
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
--	-------------------------------------	-------------------------------------

年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	159,390	115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	2,649,846	2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	354,043	288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	258,835	189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の費用処理額	41,361	3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957
その他	101	101
繰延税金負債 合計	1,096,346	777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な

要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（１）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円

会社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 （注3）	523,327 千円	未払費用	290,120 千円
----	--	--	--	--	--	----------------	---------------	---------------	------	---------------

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2022年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
株式会社千葉銀行	145,069 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社中国銀行	15,149 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

岩井コスモ証券株式会社	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
七十七証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
めぶき証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
中銀証券株式会社	2,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社山形銀行	12,008 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社紀陽銀行	80,096 百万円	銀行業務を営んでいます。

（３）再委託先

名称：コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

資本金の額：543千米ドル（2022年８月末現在）

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

（３）再委託先：委託会社からマザーファンドのＲＥＩＴ等の運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年8月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 3月31日	臨時報告書
2022年 5月13日	有価証券届出書
2022年 5月13日	有価証券報告書
2022年 6月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社
員 業務執 公認会計士 青 木 裕 晃
行社員指定有限責任社
員 業務執 公認会計士 伊 藤 鉄 也
行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年10月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジあり）の令和４年２月15日から令和４年８月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジあり）の令和４年８月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年10月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジなし）の令和４年２月15日から令和４年８月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、次世代ＲＥＩＴオープン＜資産成長型＞（為替ヘッジなし）の令和４年８月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年10月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジあり）予想分配金提示型の令和４年２月15日から令和４年８月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジあり）予想分配金提示型の令和４年８月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年10月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジなし）予想分配金提示型の令和４年２月15日から令和４年８月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、次世代ＲＥＩＴオープン＜毎月決算型＞（為替ヘッジなし）予想分配金提示型の令和４年８月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。